



令和6年度東浦町立保育園の「一時的保育（非定型）」の利用について

一時的保育とは、保護者の就労、職業訓練又は就学など、断続的にお子さんの保育ができない時に保育園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。

1 対象となるお子さん

- 東浦町に住民登録されていること
- 利用を希望する月の初日で生後7ヶ月目になっている小学校就学前のお子さんであること（例：令和6年1月10日生まれのお子さんの場合、令和6年8月から利用可能です。）

2 一時保育の種類

保育の別	理由	日数/月	申込み
非定型	保護者の就労・職業訓練 又は就学 ※1日当たり4時間以上断続的に 保育が必要である場合	15日以内 (週1～3日程度)	利用希望日の2か月前の月初めから 1か月前の25日まで

※緊急保育及びリフレッシュ保育はあしたがすき保育園（私立）で実施しています。詳細はあしたがすき保育園にお問い合わせください。なお、緊急保育について、定員超過等によりあしたがすき保育園の利用が難しい場合は石浜保育園にご相談ください。

※幼稚園在籍児童の長期休み期間の一時的保育は石浜保育園で実施します。

【注意事項】

- 祝日は利用できません。
- 保育園での食事については、裏面の『10 食事』をご確認ください。

3 定員 1日あたり12名

※ただし、入所児童定員によって一時保育の定員は調整させていただきます。

4 保育時間 原則として、午前8時から午後4時までの間で必要な時間

5 料金

区分	3歳児未満	3歳児以上
8時から16時まで	2,000 円/日	1,000 円/日
8時から18時まで	2,500 円/日	1,500 円/日
8時から19時まで	2,800 円/日	1,700 円/日

※同日に2人以上のお子さん（同一世帯に限る）が一時的保育を利用する場合は、2人目以降は半額です。

6 実施保育園

保育園名	保育の別	受入年齢 (4/1 時点)	保育時間（最長）	電話番号
石浜	非定型	7ヶ月目～H31.4.1 生 (0～5歳児)	8時～19時	83-1100

裏面もご覧ください。

7 申し込み方法

【非定型】石浜保育園（Tel83-1100）へ空き状況の問い合わせをしてください。



保育園で申込書の配布・受付を行うため、保育園へお越しください。

- ・受付時にお子さんの面談がありますので、お子さんも一緒にお越しください。
- ・受付時間は8時30分から17時15分（土、日、祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）です。

※非定型保育を利用される方は①から④の書類を揃えて申込期日までに提出してください。

①申請書

②利用予定表

③利用されるお子さまの健康保険証及び子ども医療費受給者証の写し

④保護者の就労証明書等（就学の場合は学生証や時間割等）

＜幼稚園在籍中で一時的保育を利用される場合＞

年少から小学校就学前のお子さんで、保護者が就労のため長期休みに保育が必要なお子さんが対象です。上記①～④の書類に加え、幼稚園の在籍証明書を提出してください。

8 利用当日の持ち物

利用料金、着替え、オムツ、昼寝用布団等、その他お子さまに必要な持ち物としますが、詳細は石浜保育園にお問い合わせください。

なお、昼寝用布団、タオルについては保育園で貸出可能です。

9 利用の中止や変更

利用の中止や変更は利用予定の保育園に必ず電話連絡してください。

10 食事

基本的に保育園の給食をご利用いただきます。なお、アレルギーがある方やミルク、離乳食の方はお弁当等を御持参いただくことがありますので事前にご確認ください。

11 保育できない場合

体調不良（発熱・下痢など）、伝染性のある病気などは、お預かりすることができません。なお、保育中に体の調子が悪くなったら、ご連絡しますのでお迎えに来てください。また、暴風警報等も速やかにお迎えに来てください。

